

防災・減災道民運動推進事業実施要領

1 事業の目的

平成18年4月に中央防災会議で決定した「災害被害を軽減する国民運動に関する基本方針」を受け、この取組を道民運動として展開していくために地域での防災活動のリーダーとなる「北海道地域防災マスター（以下「マスター」という。）」を育成し、地域防災活動を推進するとともに、住民、児童・生徒、企業等幅広く各層と連携した防災知識等の普及・啓発活動を展開し、地域防災力の強化を図る。

2 事業の概要

- (1) 公募又は推薦によるマスター候補者に対し、「地域防災マスター認定研修会（以下「認定研修会」という。）」を開催し、受講により地域の防災リーダーとして活動が見込める者をマスターとして認定する。
- (2) 日本防災士機構が認証した防災士については、認定研修会の受講を免除し、応募があればマスターとして認定する。
- (3) 認定したマスターのリストを市町村に提供するとともに、ホームページ掲載によりマスターをPRし、マスターと連携した地域における防災活動を推進する。
- (4) マスターの活動を広く普及、発展させるため、「地域防災ミーティング」、「フォローアップ研修」等を行い、マスター活動の一層の推進を図る。
- (5) 地域、学校、企業等へ働きかけ、防災研修会等の実施を促進し、防災知識等の普及・啓発を行う。

3 マスターの募集

- (1) 募集対象者
 - 次に掲げる者のうち、道内に居住する者でマスター認定後、地域の防災リーダーとして活動できる者
 - ア 防災経験者（警察、消防、自衛隊、市町村、道、開発局、気象台など防災関係機関の退職者等）
 - イ 地域防災活動者（防災士、自主防災組織・町内会等で防災活動を行っている者等）
 - ウ その他地域防災のリーダーとして、意欲的に活動出来る者
- (2) 認定研修会の開催
 - ア 各振興局で把握した市町村からのニーズやマスター不在市町村を勘案し、数カ所程度開催する（開催場所は別に定める）。
 - イ 公募・推薦の締切日は研修会ごとに定める。
- (3) 防災士の募集
 - 防災士資格取得者は3（2）によらず、通年で公募・推薦を受け付ける。
- (4) 募集方法
 - 公募又は市町村・消防本部（局）からの推薦による。
 - ア 公募による応募者は、別記様式1（応募用紙）に必要事項（氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、その他の連絡先、防災経験・講師経験の有無、応募の動機、自己PR等）を記載しFAX、電子メールなどで応募する。
 - イ 市町村・消防本部（局）に対しマスター候補者の推薦を依頼するものとし、市町村・消防本部（局）は適任者がいる場合、本人の承諾のうえ、別記様式2により推薦する。
また、予定人員に達し募集を中止した場合にあってもマスター候補者のいない市町村には推薦を依頼する。

ウ 応募者及び被推薦者については別記様式3により、認定状況等を整理するものとする。

なお、応募及び推薦により知り得た個人情報、当事業の範囲内に限り、使用するものとする。

エ 認定研修会の日程等については、ホームページに掲載するとともに直接マスター候補者に通知する。

(4) 募集に関する広報等

○市町村、消防など防災関係機関等に募集チラシを配布(制度周知とともに協力を依頼)

○ホームページに掲載

○市町村広報誌に掲載依頼

○必要に応じて道内の防災士に対して別途周知

4 マスターの認定

(1) マスター候補者は認定研修会、または同等と認められる講座等を受講し、地域の防災リーダーとしての活動が見込めると認めた場合、マスターに認定するものとする。

(2) 日本防災士機構が認証した防災士から応募があった場合、マスターに認定するものとする。

(3) 認定者には別記様式4による認定証を送付するとともに、腕章についても送付する。

5 マスターの活動

(1) 活動の原則

ア ボランティアによる地域活動

(道から活動経費は支給せず、活動中の事故等による補償も行わない。)

イ できる範囲での活動

(2) 活動の具体的な例

ア 自ら行う活動

(ア) 平常時の活動例

自主防災組織結成・参加の呼びかけ、災害図上訓練(DIG)の普及、津波避
組織・町内会防災活動等への参加、近隣住民・知人友人・活動組織へ防災情
報・災害経験談及び日頃の備え等の話題提供、防災に関する情報収集・調査・
研究、北海道防災情報メール配信登録、居住地域近隣の災害時要援護者の把
握 など

(イ) 災害時の活動例

自主防災組織・近隣住民と連携協力した初期消火、負傷者等の救出・救助
被災情報、被災者ニーズを市町村等へ提供
避難支援、避難所運営支援等災害時応急対策支援 など

イ 連携して行う活動

(ア) 市町村等との連携(情報提供、協力依頼等により)

地域、活動組織への防災情報等の提供、研修会等の運営補助(参加呼びかけ
等) など

(イ) 企業等との連携(協力依頼等により)

企業等が行う研修会で講師等を担当 など

(ウ) 道との連携

道が発信する防災情報等の普及

企業等が行う研修会への講師担当等に係る連絡調整 など

(3) 道によるマスターの活動支援

ア 道は、市町村へマスター登録リストを提供、ホームページにより地域住民、企業等へ情報提供し連携した活動に協力を求めるとともに、マスターに対して電子メール等により防災情報等の提供、質疑応答、研修会講師派遣等依頼に係る連絡調整を行う。

イ 道は「地域防災ミーティング」及び「フォローアップ研修」を実施しマスターの活動を支援するものとする。

(4) 活動報告の提出について

地域で活動を行ったマスターについては、活動内容などを別記様式5により報告を依頼する。

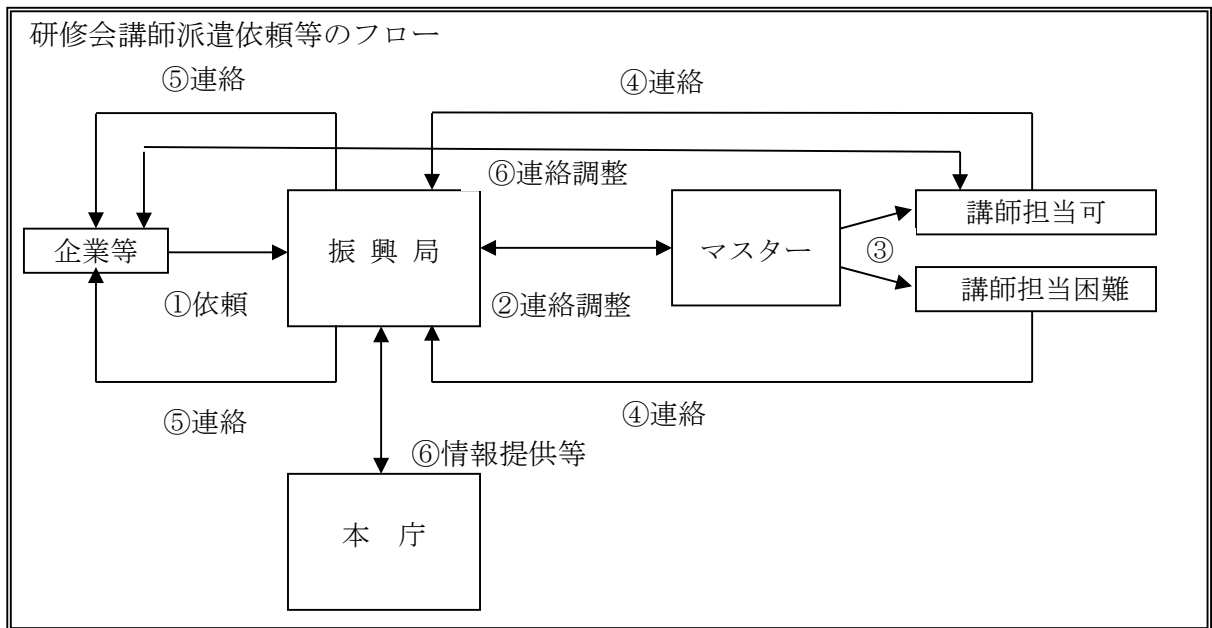
あわせて、報告内容について別記様式6によりホームページに公開するとともに別記様式7によりデータベース化を行い本庁・振興局で情報を共有することとする。

6 防災研修会の支援等

道は地域、学校、企業等が行う講演会、災害図上訓練 (DIG) など防災研修会の支援を行うものとし、マスターの派遣依頼等がある場合はマスターと担当について連絡調整を行う。

○マスターは担当可能な範囲で講師等を担当

○道は、企業等へ実施の働きかけ、マスター及び実施主体との連絡調整（日程、内容、講師担当可・否）、マスター及び実施主体に対して技術支援（資料提供等）



7 開催日程等について

各事業の開催に係る詳細については、別途決定する。